

岬町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、老人福祉法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定に基づき、「高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画、岬町第5次障害者基本計画及び第8期岬町障害福祉計画、第4期岬町障害児福祉計画」を策定するにあたり、老人福祉及び障がい福祉に豊富な情報、経験、知識等を有し、業務遂行能力に優れた事業者を選定することを目的とする。

2 業務名及び業務概要

(1) 業務名

岬町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定業務

(2) 業務内容

別紙1-1「岬町高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務仕様書」及び別紙1-2「岬町第5次障害者基本計画及び第8期岬町障害福祉計画・第4期岬町障害児福祉計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日翌日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 業務委託料限度額

9,443千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、各計画の費用の上限額は以下のとおり

①岬町高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画 4,400千円（消費税及び地方消費税を含む。）

②岬町第5次障害者基本計画及び第8期岬町障害福祉計画・第4期岬町障害児福祉計画 5,043千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 支払方法

すべての業務が完了し、完了検査終了後、委託契約額の金額を支払う。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たしていること。

(1) 過去5年間（令和3年度から令和7年度）で他の地方公共団体において介護保険事

- 業計画及び障害福祉計画の契約履行実績があること。
- (2) 岬町の令和8・9・10年度物品・役務提供等入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - (3) 大阪府及び岬町において入札参加停止を受けていないこと。
 - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (8) 岬町暴力団等の排除に関する条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。

4 プロポーザルに係る日程

実施内容	実施期日
実施要領の公表	令和8年4月27日（月）～令和8年5月8日（金）
参加表明書の提出期間	令和8年4月27日（月）～令和8年5月8日（金）
質問書の提出期間	令和8年4月27日（月）～令和8年5月8日（金）午後3時
質問書の回答日	令和8年5月11日（月）
企画提案書の提出期間	令和8年5月12日（火）～令和8年5月18日（月）午後3時
選定結果の通知・結果公表	令和8年5月中予定

5 参加表明書

「3 参加資格」を満たし参加を希望する場合は、下記の書類を提出願います。
 なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けません。

- (1) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式第1号）
 - ② 会社概要書（様式第2号）※任意様式可

- (2) 提出部数
各 1 部
- (3) 提出方法
持参又は簡易書留により提出してください。
簡易書留の場合、令和 8 年 5 月 8 日（金）消印までが有効です。
- (4) 提出期間
令和 8 年 4 月 2 7 日（月）から令和 8 年 5 月 8 日（金）までです。
- (5) 留意事項
 - ① 提出後の参加表明に関する書類の修正又は変更は認めません。
 - ② 提出された参加表明に関する書類は返却いたしません。
- (6) 質問書及び回答
 - ① 提出期間：令和 8 年 4 月 2 7 日（月）から令和 8 年 5 月 8 日（金）
午後 3 時まで
 - ② 提出方法：質問書（様式第 7 号）に記載し、下記(7) 提出先の電子メールアドレスに添付の上、送信してください。
 - ③ 回 答 日：令和 8 年 5 月 1 1 日(月)
 - ④ 回答方法：質問に対する回答は、全ての回答をとりまとめ、参加表明のあった事業者すべてに送付します。
- (7) 参加表明書及び質問書の提出先
岬町 しあわせ創造部 高齢福祉課 高齢介護係（岬町役場本庁舎 1 階）
〒599-0392 大阪府泉南郡岬町深日 2000-1
TEL：072-492-2703
FAX：072-492-5814
メール：koureifukushi@town.osaka-misaki.lg.jp

6 企画提案書

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書（任意様式）
仕様書の業務内容や記載内容を踏まえて、以下の構成で作成してください。
仕様書に記載の無い内容で、本業務に有益と思われる提案があれば、記載してください。ただし、費用は上記予算内に含めるものとします。
ア：岬町高齢者保健福祉計画及び第 1 0 期介護保険事業計画について
イ：岬町第 5 次障害者基本計画及び第 8 期岬町障害福祉計画・第 4 期岬町障害児福祉計画について
ウ：独自提案等のアピールポイントについて

- ② 業務実績書（様式第3-1号）（様式第3-2号）
※実績を証明する書類として契約書の写し等を添付してください。介護保険事業計画と障害福祉計画を区別して記載してください。なお、関連会社の実績は含まないでください。
- ③ 管理技術者（管理責任者）業務実績書（様式第4-1号）（様式第4-2号）
※介護保険事業計画と障害福祉計画を区別して記載してください。
- ④ 業務実施体制調書（様式第5-1号）（様式第5-2号）
※介護保険事業計画と障害福祉計画を区別して記載してください。
- ⑤ 業務工程表（任意様式）
- ⑥ 見積書及び見積書内訳書（任意様式）
金額は消費税及び地方消費税を除いた合計額を記載してください。
なお、「2 業務名及び業務概要」の「(4) 業務委託料限度額」に示す、限度額を超える金額の場合は失格とします。
※算出根拠等を詳細に記載してください。
※介護保険事業計画と障害福祉計画を区別して記載してください。
- ⑦ 誓約書（様式第6号）

(2) 提出部数

①から⑦までを1部として整理（A4判。A3判の折込みも可）し、8部提出してください。（正本1部・副本7部）

(3) 提出方法

持参又は簡易書留により提出してください。

簡易書留の場合、令和8年5月18日（月）までに必着が有効です。

(4) 提出期間

令和8年5月12日（火）から令和8年5月18日（月）午後3時までです。

提出期間内に企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなします。

(5) 提出先

岬町 しあわせ創造部 高齢福祉課 高齢介護係（岬町役場本庁舎1階）

(6) 提出書類作成の留意事項

- ① 提出後の企画提案に関する書類の修正又は変更はできません。
② 提出された企画提案に関する書類は返却いたしません。

7 事業者の選定方法

(1) 選定方法

岬町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定業務委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、

提案書類にて選考を行います。プレゼンテーションは、実施しません。

なお、企画提案者が1者のみの場合においても選考を行います。

- ① 選定は、別紙2で示す選定基準に基づいて評価し、各選考委員の順位数の和が最も小さい提案者（最優秀提案事業者）を委託契約候補者とします。
 - ※ 基準点は60点とし、評価結果が基準点に達しない場合は失格とします。
 - ※ 選定項目の一つでも0点と評価された提案者については失格とします。
- ② 順位数の和が同数であった場合は、合計点数の高い応募者を上位とします。
- ③ 評価、採点に関する異議は受けません。

(2) 選定結果の公表について

選定における評価結果を、岬町ホームページで公開します。

8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積金額が「2(4)業務委託料限度額」を超えた場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があり、選考委員会が失格と認めた場合
- (4) 選考の公平性を害する行為があり、選考委員会が失格と認めた場合
- (5) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、選考委員会が失格と認めた場合
- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、選考委員会が失格と認めた場合

9 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とします。また、提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しません。

10 契約について

(1) 契約方法

- ① 選考委員会で選定された最優秀提案事業者が、岬町高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務、岬町第5次障害者基本計画及び岬町第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定業務の委託契約候補者となります。
- ② 委託契約候補者と契約締結協議の結果、合意に至らなかった場合、又は委託契約候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、次の順位の者と協議します。

(2) 契約保証金

岬町契約規則（平成18年岬町規則第16号）第36条の規定により契約金額の100分の5以上の契約保証金を契約締結時までに町へ納付してください。

ただし、同規則第36条第3項に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除します。

1.1 問合せ先

岬町しあわせ創造部 高齢福祉課 高齢福祉係

〒599-0392 泉南郡岬町深日2000番地の1

TEL：072-492-2703

FAX：072-492-5814

E-mail：koureifukushi@town.osaka-misaki.lg.jp